

2012年度

関西大学大学院会計研究科 入学試験問題（7月募集）

[素養重視方式]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は11 ページまであります。
4. 試験時間は90 分です。

試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。

5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、P H S 等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料は、東日本大震災の復興に関する政策、財源などについての国会の議事録と財務大臣の会見録である。資料を読んで次の質問に答えなさい。

- (1) 第1の資料において、大災害からの復興の財源として、Y委員は2つの方法を考えているようですが、その一つの方法である公債発行についてどのような意見を持っていますか。
また、S参考人はY委員の意見に反対しているようですが、その反対の理由はなんですか。
- (2) 第1の資料に出てくる「借換債」とはどのようなものですか。
- (3) 第2の資料に出てくるA委員の平成二十三年度政府税制改正大綱の批判の内容をまとめなさい。
- (4) 第2の資料に出てくるA委員の四Kの見直しの具体的な内容を説明しなさい。
- (5) 第2の資料に出てくるK委員の「子ども手当反対」の理由を述べなさい。

[第 1 の資料]

第 1 の資料は、第 177 回国会の財務金融委員会第 10 号（平成 23 年 3 月 25 日（金曜日））の抜粋である。

○ I 委員長 次に、Y 君。

○ Y 委員 自由民主党の Y でございます。

私も、ちょうど二週間前、三月十一日の夕方からの審議に備えまして一生懸命勉強しておったわけですが、そのときに突然大変な地震が発生いたしました。東北関東大震災という形になりました、多くの方々が犠牲になり、そして被災されました。亡くなられた方々には心から御冥福をお祈りしたいと思いますし、被災者の皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

そのときは、私は日銀総裁を呼んでおりませんで、税法の話をしっかりとしたいと思っていたんですね。いつも日銀総裁ばかりやっているわけじゃないというのをちょっと示したかったのでありますけれども、事態が急変いたしまして、きょう、またおいでいただきました。

それは、要するに、税法なり特例公債法というのは歳入のことですね。歳出をするためには歳入が要るわけですが、それは税でやるか国債でやるしかない。そのときに、通例だと特例公債ということで市中発行のことをやっていたわけですが、この大震災が起ると、私は、それはだめだ、それじゃ足りない、これはもう日銀直接引き受けをやってもらうしかないというのが私の考え方であります、この点は緊急アピールで皆さん方のお手元にも配付させていただいております。

これはなぜかというと、とにかく迅速にやらなきやいかぬ、それから規模を十分に確保できるものでないといけない、そして経済に悪影響を及ぼすものであってはならない。この観点からすると、私はどう考えたって、今まさに、二十兆円規模が適当だと思っていますが、その規模は議論があるかもしれません、日銀の国債直接引き受けでやるしかないと確信をしております。

ところが、この日銀の直接引き受けという問題についてはいろいろな議論がありまして、Yさんは法的にできないなんてばかなことを言っている。日銀総裁はこの前のこの委員会の審議では、貨幣の信認が失われる、I 財務副大臣はインフレになるというような話をされました。私から言わせると俗論、妄説のたぐいであります、それに決着をつけるために、

きょう私は質問に立ったわけであります。

まず、一番わかりやすいのは、実例を見るのが一番いいですね。

財務大臣、日銀の直接引き受けというのは極めて異常なもののように思っていますが、実は毎年相当やっているんですよ。その事実を御存じですか。

○ N 国務大臣 日銀が長期国債の買い入れをやっているということは事実でございます。(Y 委員「いやいや、直接的に」と呼ぶ) 直接。要は、日銀がやっていることは、いわゆる金融政策の一環として……(Y 委員「知っていますか、知っていませんか、どっちかです」と呼ぶ) 直接は知りません。

○ Y 委員 I 副大臣、どうですか。

○ I 副大臣 借換債、乗りかえについては直接引き受けをしております。これは総則に基づいてやっていることです。

○ Y 委員 結構です。よく勉強しておられますね。

日銀総裁はどうですか、知っていますか。

○ S 参考人 日本銀行は市場から国債を買い入れています、いわゆるオペを行っております。買い入れました長期国債が満期を迎えたときには、その金額につきまして、現在は短期国債で乗りかえております。この金額は、財政法五条のただし書きに基づくその金額の中で、既に買い入れました国債の満期償還分について短期国債で乗りかえを行っているという事実は、これは認識しております。

○ Y 委員 そのとおりでありますて、毎年やっているんですよ、日銀の直接引き受けというのは。

これは特別会計の予算総則ですが、第五条にこう書いてある。特別会計の予算総則第五条、「国債整理基金特別会計において、「財政法」第五条ただし書の規定により政府が平成二十三年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。」

借りかえのためには国債引き受けを毎年やっているんですよ。

日銀総裁、それで通貨の信認は失われましたか。

○ S 参考人 この国債の乗りかえ引き受けにつきましては、これは日本銀行が市場に対して資金を供給するという金融政策の目的上行いました国債、その国債の乗りかえでございます。

したがって、この乗りかえ引き受けによって、日本銀行による国債の保有金額がふえるというものではございません。かつ、乗りかえに当たりましては、その都度、この乗りかえが金融政策運営上支障がないかどうか、それを確認した上で乗りかえを行うという判断を行っております。

いずれにせよ、日本銀行が大もとの買い入れ金額を決めた上での乗りかえの話でございます。

[第2の資料]

第2の資料は、第177回国会の本会議第12号（平成23年3月29日（火曜日））の抜粋である。

○ 議長 討論の通告があります。これを許します。A君。

[A君登壇]

○ A君 自由民主党のAです。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論いたします。（拍手）

討論に先立ち、今回の東日本巨大地震・津波災害により、とうとい命を亡くされた皆様の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様に対し、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、何よりも、いまだ被害の全容が明らかにならない、想像を絶する困難な状況のもとにおいて懸命な救援活動を続けていただいている自衛隊、警察、消防を初め関係者の皆様に対し、被災地選出の議員として、心より感謝申し上げますとともに、敬意を表します。

さて、現在、政府・与党においては、被災者の救出・救護活動、また福島原子力発電所の復旧活動、さらには二次被害の防止等に全力を傾注されていると承知いたしております。

しかしながら、戦後最悪、否、史上最大の被害をもたらした今般の大震災によって被災された皆様は、依然として、極めて過酷な生活を余儀なくされております。

宮城県においては、震災から十九日目の今日においてもなお次々と遺体が発見されており、宮城県内だけで最終的には死者数は一万五千人以上になる見通しであります。

さらに、復旧を阻害しているガソリンや灯油などの燃料不足を初め、さまざまな物資の物流が滞るといった事態は、いまだに解消されておりません。さらに、規制値を上回る放射性物質の検出により、農作物の出荷停止、いわれなき風評被害、水道水の摂取制限などが発せられるなど、被災地はもとより、全国民の生活への不安が日々拡大しているのが実

態であります。

こうした危機的状況に直面し、私ども自由民主党は、責任ある野党として、国民生活を死守する覚悟を持って対処しているところであります。

本来であれば、政府・与党がリーダーシップを発揮し、この難局を開拓するための施策を的確に打ち出すべきところでありますが、これまでの予算や関連法案の国会審議における対応を見る限り、望むべくもありません。

歳出の予算と、それを執行面で財政的に担保する歳入の国税並びに地方税法案は、切っても切り離せない表裏一体の関係であります。そのため、衆議院で予算審議をしているときから、私ども自由民主党を初め野党各党は、予算と関連法案を一体として参議院に送ることこそが憲政の常道であると一貫して主張してまいりました。しかしながら、与党は、予算の衆議院通過を焦る余り、三月一日の午前二時開会の本会議でそれを押し通すという非常識きわまりない振る舞いをいたしました。

これに対し、その後の財務金融委員会では、野党各党は、歳出歳入は一体であるという原則をなおも堅持し、先行して送られてきた予算に追いついて参議院で国税法案も一体で審議に付すべく、野党時代の民主党がほとんど応じてこなかった夜なべ審議を進んで受け入れて協力してきたにもかかわらず、民主党は、税法本体の結論を出すことに二の足を踏み続けております。

そもそも、ばらまきだらけの予算と、財源あさりに終始する民主党政権の税法は、この国の財政を破綻に向かわしめるものであります。予算審議を通じてマニフェストの破綻が明らかにされたにもかかわらず、予算のみを参議院に送る一方で税法を衆議院にとどめ置くという行為は、法案の中身の見直しを事実上拒否するに等しいものであり、熟議の国会とは名ばかりであることを示すことにほかなりません。

また、税法を原案のまま参議院に送付しても、予算と異なり、そのままの形では成立が見込めない現状において、何の展望もなく予算のみを参議院に送付することは、責任与党にあるまじき行為であり、無責任きわまりないやり方であることを恥ずべきであります。

民主党のこうした非常識かつ無責任な対応によって、税法本体の審議がおくれ、三月末日の租税特別措置等の適用期限到来を目前にしてもその成立の見通しが立っていないことにかんがみ、異時異例の措置として、自公両党は、つなぎ法案としての本法律案を提出しているわけであります。

そもそも平成二十三年度政府税制改正大綱は、日本経済の活性化、国民生活の向上に資する改正とはほど遠い内容のものであり、理念なき個人課税強化と、大衆受けをねらうかのような高所得者への増税、すなわち、給与所得控除や成年扶養控除、相続税の見直し等で、結局は、ばらまき政策の財源としてその負担を個人に押しつける形になっているわけであります。

仮に税法本体が年度内に成立しない場合には、四月一日以降、国民生活に重大な影響が及ぶことになります。このような事態は、現下の厳しい経済状況にあって、是が非でも回避しなければなりません。

しかしながら、その一方で、租税特別措置の延長については、三年前の第百六十九回通常国会で、当時、政局一辺倒主義の野党民主党が、ガソリン値下げ隊などという徒党を組んで、本会議に臨む当時の K 議長を実力行使で阻もうとするなど、国民の代表たる国會議員にあるまじき醜態を演じ、国権の最高機関たる立法府の権威を著しく失墜せしめたあげく、国民生活をいたずらに混乱させたのみという事実があったことを、私は忘れるわけにはいきません。

皆様御承知のとおり、民主党政権になっても、ガソリンに係る揮発油税等の暫定税率については、当分の間として結局は期限なく維持されてきており、公約違反の代表例の一つになっています。結局のところ、国民に混乱と負担を強いただけであり、荒唐無稽なマニアフェストを優先するパフォーマンス政治がいかに有害であるかを示す好例であります。

今国会においても、我々が主張するばらまき四 K の見直しには触れずに、予算や関連法案が成立しないのはあたかも野党のせいだと責任転嫁し、国民の生活が第一ではなく、政権の継続維持が第一の政治を繰り広げているのが実態であります。

私ども自由民主党は、現在野党になったとはいえ、法案を人質にとって国民生活をいたずらに脅かすような子供じみた政治は決して行いません。

こうした経緯をかんがみたとき、歳出歳入一体で参議院へ予算と関連法案を送るべき憲政の常道を踏み外した与党民主党と、野党に転落したとはいえ、国民生活を守るために、あえてこのつなぎ法案を提出し、肅々と成立させようとする自公両党と、どちらが責任感を持って国政に臨んでいるのか、国民の皆様には一目瞭然だと存じます。

昨今の厳しい経済状況の中で、これに追い打ちをかけるかのような今般の大震災による

被害は、国民生活にとって、戦後最悪にして最大の危機的な影響を与えかねません。繰り返しとなりますと、私ども自公両党は、こうした事態に直面し、国民生活を死守する覚悟を持って本法案を提出いたしました。本法案の一刻も早い成立によって、国民生活のさらなる混乱を回避できるものと確信いたしております。

その上で、未曾有の災害と深刻な原発事故という国難にあって、国民の生命財産を守るということが国に課せられた最大の責務であることをしっかりと自覚するとともに、このつなぎ法案によって与えられた三ヶ月、政府・与党は、その責務をどのようにして果たすべきであるのかという命題に真剣に向き合っていただき、来年度予算の真のあり方を考え直し、与野党協議に真摯に取り組むことを強く強く要求いたしまして、本法案に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○ 議長 討論の通告があります。これを許します。K君。

[K君登壇]

○ K君 自由民主党のKでございます。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

討論に入る前に、三月十一日に発生した東日本巨大地震及び津波により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、また、御遺族の方々、被災をされた皆様、さらには、原発事故に伴い避難を余儀なくされるなどさまざまな影響を受けておられる方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

法案に対する反対理由を述べる前に、議院運営委員会において、趣旨説明要求が付されているにもかかわらず、多数決により強行に委員会付託が行われたこと、また、厚生労働委員会において、審議中である政府提出の平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案との関係も整理されないままに、本法案の趣旨説明、審議及び採決が委員長の職権において強行に行われたことに対して、まず、強く抗議するものであります。

今回の東日本を襲った未曾有の災害は、与野党問わず、国を挙げて取り組まねばならない重大な事態であり、私どもの谷垣総裁は、政府に対して、全面的に協力することを再三

再四申し上げているところであります。しかるに、今回の与党民主党の強硬な対応は、こうした機運に水を差し、国会の円滑な運営を著しく阻害するものであります。

この間、与党民主党は、子ども手当問題の円滑な処理のために、どれほどの汗をかき、どういう知恵を絞ったというのであります。政府・与党には、まさに国家の危機とも言われる状況において、強い危機感と重い責任を持ってこれに当たるという自覚や姿勢を、残念ながら、見ることができません。猛省を強く促すものであります。

さて、本法律案に対する反対の第一の理由は、今回の大震災の復旧復興には十兆円を超える財源が必要とされる中、国債の格下げにも見られるように、我が国の厳しい財政事情のもとで、子ども手当の支給に二兆円を超える巨費を投じる余裕など全くないということであります。

被災者の方々は、家族を亡くし、住む場所を失い、あすことすらいまだわからぬ中でも、寒さに震え、余震におびえながら、必死に頑張っておられます。今、私たちが何を差しあいても取り組まねばならないことは、被災者の生活支援、被災地域の復旧復興を一日も早く実現すべく総力を挙げることであり、そのための財源をしっかりと確保することであります。

平成二十三年度予算には約二兆二千億円の子ども手当関係予算が計上されており、今回の法案で、そのうち約一兆円もの予算が支出されることになります。マスコミの世論調査においても、子ども手当などの予算を復興の財源に充てるべきであると考えている方が八割にも達しております。

民主党の皆さんには、かかる大震災で我が国が未曾有の危機に陥っているときですら、みずからのマニフェストに固執し、子ども手当の支給にあくまで執着しようというのでしょうか。私たちには全く理解ができません。

反対の第二の理由は、政府と与党から、全く異なる内容の法案が別々に提出されているということであります。

政府提出法案では三歳未満の子供に月額二万円を支給するとしているのに対して、民主党提出法案では一万三千円とされています。内容の異なる法案を政府、与党がそれぞれ提出しているというのは全く異例の事態であり、また、民主党が政府・与党一体とあれほど主張してきたのは、一体何であったのでしょうか。

与党民主党が内容を異にする法案を提出するのであれば、いかにつなぎ法案であるとしても、政府提出法案が衆議院を通過していない以上、撤回することが当たり前であります。余りに国会における法案処理の手続を軽視した、いいかげんで無責任きわまりない対応であります。

反対の第三の理由は、つなぎ法案とされる本法案の後の対応であります。

子育て支援のための現金支給のあり方を与野党間で新たに検討しようというのであれば、一つの提案として理解もできるわけであります。しかし、政府提出法案を撤回しないということは、つなぎ法案の次には政府提出の二十三年度法案を通そうという意図があると見ざるを得ません。つなぎ法案の目的が、まさに多くの国民が疑問を呈している子ども手当の延命を図るものである以上、同法案を到底認めることはできません。

また、平成二十二年度の子ども手当法そのものが単年度の時限立法であり、さらに、平成二十三年度の子ども手当法も、恒久法ではなく、一年間つなぐだけのものであります。その成立が困難と見るや、さらにつなぎ法案を出すという手品師まがいの手法は、さらに細切れにならざるとするだけのものであります。

その場しのぎの対応の繰り返しでは、子育て世帯において、子ども手当を安心して子供のために使おうということには全くなり得ません。

反対の第四の理由は、そもそも子ども手当の必要性と効果が全く不明確であるということであります。

昨年九月に政府が行った調査によれば、約四割の方々が子ども手当を貯蓄や保険料に充てるし、既に使い道を決めていた方々の約四割が、子供のため以外に支出したと答えています。

政府は、子ども手当を支給すること自体が目的であるかの主張をしていますが、そうした主張にくみすることは全くできません。こうした非常事態の中で、子供のために必ずしも使われていない子ども手当を支給することが、本当に必要なのでありますか。

反対の第五の理由は、この法案では、国外に居住する外国人の子供への支給は続く一方で、児童養護施設などに入所をしている子供への支給は行われないという、我々が昨年の国会審議で指摘した欠陥が引き続き放置されるということであります。

また、市町村が強く要望していた学校給食費などの天引きも実施できません。これでは、地方負担を不承不承認めた市町村との約束がほごにされたということではないでしょうか。半年間の暫定措置であるとしても、単なるつなぐだけの法案を提出する姿勢は全くの怠慢であります。

私たちの国日本は、まさに国難に遭遇しております。春の選抜高校野球の開会式において、我が地元岡山の創志学園野山主将の選手宣誓は、その内容と、真摯に宣誓する姿で、多くの方に感動を与え、頑張ろうという気持ちを鼓舞いたしました。

マニフェストは国民との約束であり、その実現こそすべてとばかりに巨額の支出を伴う子ども手当を支給し続けることが、国家の非常事態の中で、国民の生命と生活を守ることに本当につながるのでしょうか。この国の再生、創生につながるのでありますか。

今、私たちがやるべきことは、子ども手当のばらまきを続けることではなく、財源の確保を含め、予算、法律などあらゆる手立てを尽くして、被災されている方々が、国民の一人一人が、あすに向けての希望を胸に抱き、持てる力を最大限発揮していただける状況をつくり上げることではないでしょうか。その点を民主党の皆さんに改めて申し上げて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○ 議長 これにて討論は終局いたしました。